

○総務省告示第五十六号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第六条及び第七条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を次のように定める。

令和六年三月八日

総務大臣 松本 剛明

令和三年一月から三月までに実施された無線従事者国家試験において合格点を得た試験科目のある者又は総務大臣の認定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設を令和三年一月から三月までに卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された市町村の区域内に居住する者のうち次のいずれかに該当する者

- 一 令和六年一月又は二月に実施された無線従事者国家試験を受験しなかつた者
- 二 令和六年三月に実施される無線従事者国家試験を受験しない者